

# 違反是正事例（事例1－1）

テーマ

＜ 火災発生を端緒とした立入検査 平成25年度 ＞

（立入検査・16項イ・特定一階段・火災）

- 厨房（飲食店）火災を端緒として占有者及び用途の変更が発覚したことから立入検査を実施し、多数の違反に対する是正指導をした事例

## 防火対象物の概要（火災調査時に把握したもの）

- (1) 用途 複合用途防火対象物（16）項イ（飲食店、事務所、住宅）
- (2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上4階 屋内階段1系統  
建築面積 88㎡ 延べ面積 332㎡
- (3) 消防用設備等 消火器、自動火災報知設備、誘導灯
- (4) 管理権原者等 所有者X  
管理者 1階 居酒屋A 有限会社A  
2階 中華料理店B 有限会社B  
3階 事業所C 株式会社C  
4階 住宅 Xの住居

4階	住宅 68㎡
3階	事務所 88㎡
2階	飲食店 88㎡
1階	飲食店 88㎡



## 違反是正の概要

### (1) 端緒

- ア 平成25年7月19日（金）15時30分ごろ、当該対象物の2階に入居する中華料理店Bの厨房で、天蓋及び壁体各若干とタオル10枚を焼損する建物ぽや火災が発生した。
- イ 覚知15時40分報知電話。出火原因は、従業員が中華鍋の周りに付着していた煤や汚れを取り除くため、空の鍋を大型ガスコンロの火にかけていたところ、鍋の底に付着していた煤や汚れから炎が立ち上がり、厨房の壁体や天蓋内に付着していた汚れに着火した。
- ウ 従業員が燃え上がった炎をおしぼりで消火しようとしたが、十分消火できなかったため、店内に設置されていた消火器で消火し、その後、119番通報したもの。
- エ 同日、火災原因調査とあわせて防火対象物の実態把握のための事前調査を行ったところ、2階が前回の立入検査（平成18年）当時に把握していた物品販売店舗D（株式会社

Dが経営していたもの) から飲食店に変更されていることを確認した。

オ 管轄消防署は、当該対象物の使用状況(用途等)から、中華料理店Bが経営する店舗部分に対し、有限会社Bの代表であるBに、検査の立ち会いを求め、翌週の22日(月)に立入検査を実施した。

(2) 立入検査実施結果

(主な消防法令違反)

- ① 防火管理者未選任
- ② 防火管理に係る消防計画未作成
- ③ 自衛消防訓練未実施
- ④ 消防用設備等点検未実施(消火器・自動火災報知設備・誘導灯)
- ⑤ 避難器具未設置

(主な建築法令関係違反)

防火区画構造違反(2階の階段出入口部分に設けられた防火戸自動閉鎖装置撤去)

(3) 改修及び是正状況等

ア 改修(計画)報告書の届出状況

平成25年8月5日、届出

イ 改修計画日及び届出

(主な消防法令違反)

- ① 防火管理者未選任・・・・・・・・・・改修計画日(平成25年8月31日)  
→是正確認日(平成25年9月18日)
- ② 防火管理に係る消防計画未作成・・・・・・・・改修計画日(平成25年8月31日)
- ③ 自衛消防訓練未実施・・・・・・・・・・改修計画日(平成25年8月31日)
- ④ 消防用設備等点検未実施(消火器・自動火災報知設備・誘導灯)  
改修計画日(平成25年9月30日)
- ⑤ 避難器具未設置・・・・・・・・・・改修計画日(平成25年9月30日)

(主な建築関係法令違反)

防火区画構造違反(2階の階段出入口部分に設けられた防火戸自動閉鎖装置撤去)

改修計画日(平成25年9月30日)

ウ 主管行政庁へ通知

平成25年8月9日、通知済み

## (事例1-1) グループ検討

テーマ

＜ 火災発生を端緒とした立入検査 ＞

### 1. 火災発生後の立入検査について

火災発生を端緒とした「立入検査」の必要性についてどのように考えますか。

### 2. 火災発生後の立入検査について

火災発生後の立入検査の実施にあたり、実施時期、立入検査の範囲、着眼点、留意すべき点などについて検討してください。

また、火災発生後の立入検査について、各消防本部において規程などに位置づけているかなど各消防本部の体制などについて意見交換してください。

### 3. 推奨事項と改善事項について

本事例における推奨事項と検討すべき事項を意見交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討